

島根県国産農産物生産基盤強化等対策費補助金交付要綱

制 定 平成 28 年 4 月 6 日付け畜第 13 号
一部改正 平成 29 年 1 月 20 日付け畜第 1112 号
一部改正 令和 4 年 4 月 15 日付け農畜第 100 号
一部改正 令和 8 年 3 月 13 日付け畜第 1359 号

(趣旨)

第 1 県は、次に掲げる要綱等に基づいて市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「畜産クラスター交付等要綱」という。）
- (2) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「畜産クラスター実施要領」という。）
- (3) 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知。以下「国内肥料交付等要綱」という。）
- (4) 国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号、4 畜産第 1954 号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「国内肥料実施要領」という。）

(補助対象及び補助率)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第 3 規則第 4 条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(変更交付申請等)

第 4 規則第 9 条第 1 項の規定による申請は、別記様式第 2 号によるものとする。ただし、

畜産クラスター交付等要綱別表又は国内肥料交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りではない。

- 2 規則第9条第2項の規定による報告は、補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（概算払請求）

- 第5 概算払により交付を受けようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書を提出しなければならない。

（遂行状況報告等）

- 第6 事業実施主体は、交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、第5の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、市町村に対して当該補助金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第7 規則第10条に規定する実績報告は別記様式第5号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 2 第3の第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3の第2項ただし書きに該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3の第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに報告するとともに、県知事の命を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の提出部数）

- 第8 規則及びこの要綱により提出する書類の部数は1部とし、市町村については所管する隠岐支庁または農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

（帳簿及び証拠書類）

- 第9 事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算し

て5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、畜産クラスター交付等要綱別記様式第12号又は国内肥料交付等要綱別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第10 市町村は、事業実施主体に補助金を交付するときは、この要綱の第4から第9までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第7号により県及び農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この補助金交付要綱は、平成28年4月6日から施行する。
- 2 この改正は、平成29年1月20日から施行する。
- 3 この改正は、令和4年4月15日から施行する。
- 4 この改正は、令和8年3月13日から施行する。

別表（第2関係）

| 区 分 | 経 費 | 補 助 率 | 重要な変更 |
|--|--|---|---|
| <p>1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（施設整備事業）</p> <p>(1) 施設等の整備</p> <p>(2) 家畜の導入</p> | <p>1 畜産クラスター交付等要綱に基づいて行う事業に係る経費</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設等</p> <p>(2) 施設整備事業に係る家畜の導入</p> | <p>1/2以内</p> <p>1/2以内 （ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。）</p> | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体及び取組主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>6 事業費又は補助金の30%を超える減</p> |
| <p>2 畜産環境対策総合支援事業</p> | <p>2 国内肥料交付等要綱に基づいて行う事業に係る経費</p> <p>(1) 畜産堆肥流通体制支援事業</p> <p>(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> | <p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> | <p>1 事業実施主体又は取組主体の変更</p> <p>2 事業実施主体における補助事業の中止又は廃止</p> <p>3 事業実施主体における成果目標の変更</p> <p>4 事業実施主体における補助金の増</p> <p>5 事業実施主体における30%を超える補助金の減</p> |
| <p>3 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業</p> | <p>3 国内肥料実施要領に基づいて行う事業に係る経費</p> | <p>1/2以内</p> | |